

～益子町内で土砂の埋立て等を計画している方へ～

益子町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の防止に関する条例及び
条例施行規則の一部を令和3年12月6日より改正しました。

主な改正点

- ・ 県外発生土の禁止を追加（条例）
事業に用いることのできる土砂を「栃木県内」とし、発生場所から直接搬入される土砂に限定します。
- ・ 改良土の搬入の禁止を追加（条例）
土砂等（泥土を含む）や建設汚泥にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものを「改良土」といいます。処理が適切に行われなかった場合、周囲の環境に悪影響を及ぼす可能性があるため、そのような事態を防止するため改良土の搬入を禁止としました。
- ・ 周辺住民への事前説明の実施を義務化（条例、規則）
事前に周辺住民に説明することによって、その事業内容やダンプの通行等の理由がわかり、周辺住民の不安をやわらげることができるため事前説明を義務化しました。

<周辺住民の範囲>

- ①地元自治会長
- ②住宅地…小規模特定事業区域の境界から半径 100mの範囲
農村部…小規模特定事業区域の境界から半径 500mの範囲
ただし、農村部で 500mの範囲に住民が居住していない場合は、小規模特定事業区域から一番近隣の搬入経路上の住民

- ・ 土砂等の安全基準に水素イオン濃度を追加（規則）
許可申請の際に実施する土壌検査は、土壌環境基準に基づき 29 物質を検査しています。しかし、土壌の状態（酸性土壌、アルカリ性土壌）については判断ができなかったため、水素イオン濃度（pH）の基準値（5.8 以上 8.6 以下：水質汚濁防止法に基づく基準）を追加しました。
- ・ 生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する基準を追加（規則）
事故防止のための施工管理体制、粉じん、騒音及び振動、交通安全対策等の基準を追加しました。

お問い合わせ先：益子町民生部環境課生活環境係
栃木県芳賀郡益子町大字益子 2030
電話0285-72-8509